

福祉厚生委員会審査報告

●子ども医療費助成事業の拡充

議案名 小牧市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

概要 高校生等の子ども医療費の支給額を医療保険自己負担額（現行入院に係る療養に要する額）とし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている高校生等については、精神障害者医療費の受給資格者とするもの。

委員会での質疑

Q 高校生等へ子ども医療費の受給者証を交付するが、これまでの助成方法と比べどのように変わるのか。

A これまでの助成方法は償還払いのため、支給にはまず自己負担し、その後、市窓口への申請が必要であり、診療月から早くても3、4か月必要であった。受給者証を健康保険証と一緒に医療機関窓口で提示することで、保険診療分の窓口自己負担が無料となり、一時的な支払いの負担と申請手続きがなくなり、経済的・事務的な負担が軽減される。

結果 全員一致 可決



●改めて一般財団法人こまき市民文化財団を指定する理由は。

議案名 小牧市青年の家の指定管理者の指定について

概要 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間、施設の指定管理者として一般財団法人こまき市民文化財団を指定するもの。

委員会での質疑

Q 青年の家は、現在も一般財団法人こまき市民文化財団が指定管理者とされているが改めて指定する理由は。

A 青年の家とその附属施設としての創垂館は、令和3年度まで青年の育成施設として指定管理者により一体的に管理運営されてきたが、創垂館の保存修理工事後は施設の目的が異なるため、それぞれ施設の設置及び管理に関する条例が制定された。令和4年度から青年の家単独の設置及び管理条例に基づき、改めて指定管理者の指定を行う必要が生じたため。

結果 全員一致 可決

